

報告第 6 号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

記

項 目		内 容
発生日時・場所		令和 6 年 1 0 月 1 2 日 午後 1 時 1 0 分頃 飛驒市神岡町
事故の概要		神岡町伏方地内において、ひだ流葉スキー場及び周辺施設指定管理者が公用車（指定管理者貸与車両）を運転中、左方向へ後進で転回する際、確認が不十分であったため駐車中の車両に衝突し、相手車両を破損させた。
相手方		飛驒市古川町
相手方損害額		3 0 4 , 8 5 6 円
市の過失割合		1 0 0 %
損害賠償金		3 0 4 , 8 5 6 円
内 訳	保険金	3 0 4 , 8 5 6 円
	一般財源	0 円
専決年月日		令和 6 年 1 1 月 1 3 日 専決第 1 0 号